



## 福祉医療制度(マル福)のお知らせ

福祉医療制度とは、心身の健康の保持と生活の安定を図るために医療費の自己負担分を助成する制度です。

### ●適用範囲

年齢・要件	所得制限
<b>子ども</b> 0歳から18歳に達した最初の3月31日までの児童	なし
<b>ひとり親家庭</b> 母子・父子家庭の児童、父母のいない児童 (18歳に達した最初の3月31日まで)	あり (非該当の場合は、「子ども」での適用)
<b>高齢身体障がい者</b> 65歳以上で身体障がい者手帳4～6級の所持者	あり
<b>重度心身障がい者(児)</b> 身体障がい者手帳1～3級の所持者、療育手帳Aの所持者 精神障がい者手帳1級及び自立支援医療受給者証の所持者	なし (社会保険本人の場合のみあり)

●更新  
すでに受給されている方の手続きは原則不要です。福祉医療費受

給者証は、毎年8月1日が更新日となっております。

対象者には7月下旬に受給者証を送付します。8月1日以降は新しい受給者証を受診する医療機関等に提示してください。

また、所得審査により非該当や制度変更となる方には、その旨を通知します。

### ●新規申請

はじめて受給の対象となる方は手続きが必要です。

健康保険証や健康保険情報を確認できるもの、障がい者手帳、自立支援医療受給者証を持参し、窓口へお越しください。

### ●各種届出

加入している健康保険や住所、氏名等に変更があったときには、届出が必要です。忘れずに窓口で手続きをしてください。

### ●学校管理下でのケガには、マル福を使用しないでください

学校管理下(スポ少活動は含みません)でのケガや病気により病院にかかる場合かつ総医療費が5千円以上の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるため、病院にかかる際は「学校管理下でのケガ・病気です」とお伝えください。

### ◆問い合わせ先

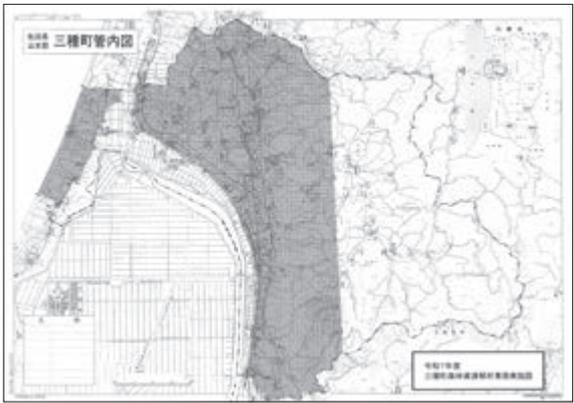
健康推進課 医療年金係  
☎85-2137



## 森林調査のお知らせ

町では、森林経営管理事業の一環として、森林への立ち入り調査を行います。調査範囲に森林を所有するみなさんには、ご理解とご協力をお願いします。

- 調査期間 7月下旬～9月下旬
- 調査事業者 (株)パスコ秋田支店
- 調査内容 林内踏査、立木材積計測
- 調査範囲



### ◆問い合わせ先

農林課 林務係  
☎85-4827

【広告】  

**司法書士 行政書士 國柄進一事務所**  
 ●相続の手続き、遺言書 ●会社設立、役員変更、解散、清算  
 ●抵当権の設定、抹消 ●不動産の売買、贈与  
 令和6年4月より相続登記が義務化されました  
 ご自宅までお伺いします。お気軽にご相談下さい。  
 ご相談お問い合わせ  
 三種町鹿渡字東二本柳31番地(鹿渡駅前)  
 電話 0185-87-4343 FAX 0185-88-8838  
 Mail・shihoukunitsuka@iaa.itkeeper.ne.jp  
 URL・https://shihoukunitsuka.com

【広告】  
**遺言書作成サポート**  
  
**珍田行政書士事務所**  
 ◆相続手続き ◆各種営業許可申請  
 ◆会社法人設立手続き ◆定款・議事録作成  
 〒018-2305 秋田県山本郡三種町外岡字羽立39番地  
 電話:090-9030-4331 メール akira.chinda@gmail.com